

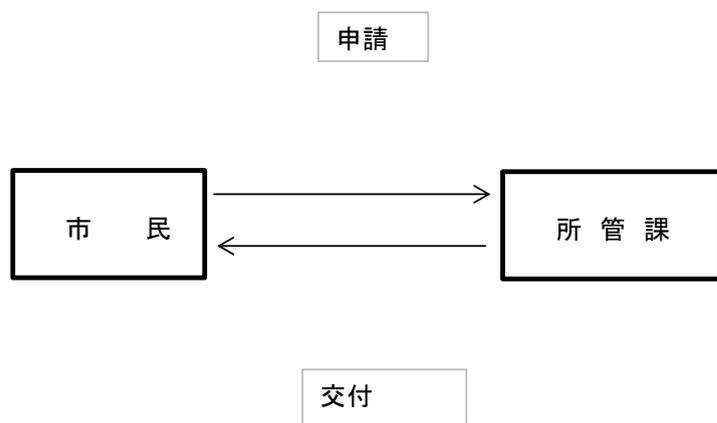
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 30

処 分 名	重度心身障害者医療費受給者証の再交付	
処 分 の 概 要	申請により、必要があると認められた場合には、受給者証の再交付を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第19号)	
条 項	第7条第2項	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標 準 処 理 期 間	計	即日
判 断 基 準	<p>松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第6条の認定を受けた者が、第7条第2項に基づく申請をした場合で、必要があると認められた場合に再交付する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>「松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例」  (受給者証)  第7条 市長は、前条の申請があつた場合において医療費の受給資格があると認めるときは、当該申請に係る助成対象者に受給者証を交付する。  2 受給者証を汚損、破損又は紛失したときは、規則で定めるところにより再交付を申請しなければならない。</p> <p>「松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則」  (受給者証の再交付申請)  第8条 条例第7条第2項の規定により、受給者証の再交付を申請しようとするときは、再交付申請書(第4号様式)により行うものとする。  2 受給者証を汚損又は破損したため、受給者証の再交付を申請する場合は、再交付申請書に当該受給者証を添えて行なわなければならない。  (受給者証の再交付)  第9条 市長は、条例第7条第2項の規定により再交付申請書の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、受給者証を再交付するものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。